

エグジットと知財

弁護士
清水 亘 Wataru Shimizu

I はじめに

東京証券取引所は、2025年4月22日、第21回「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」を開催し、「グロース市場における今後の対応」を公表した¹。この「グロース市場における今後の対応」には、グロース市場の上場維持基準の見直し（案）として、2030年以降に、上場から5年を経過した上場会社に時価総額100億円以上を求める内容が盛り込まれている。

こうした上場維持基準の見直し議論の背景には、グロース市場を高い成長可能性を有する企業向けの市場であると位置付け、未来の日本の経済成長を牽引するスタートアップを多く生み出すためには、グロース市場の上場会社が、機関投資家の投資対象となり得る規模（100億円以上）に早く成長する必要があるという意見がある。また、業績が低迷する企業の合併連衡や起業家の次なる創業の促進による日本経済の活性化につなげるべきであるともいわれている。いずれも、スタートアップへの期待の表れであるといえるだろう。

株式上場は、いわゆるエグジット（Exit）の1つのパターンである。もっとも、エグジットするのはスタートアップに投資した投資家で

あって、スタートアップのビジネスは株式上場後も続く。もう1つのエグジットのパターンであるM&Aの場合にも、M&Aによってスタートアップの株主構成は変わるが、スタートアップのビジネスそのものに大きな変化があるわけではない。すなわち、エグジットはスタートアップのゴールではなく、資金調達方法等が多様化するきっかけに過ぎず、スタートアップには、エグジットを機として、更なる成長が期待されている。

では、エグジットとの関係において、知的財産・知的財産権はどのように位置付けられるか。本連載の最終回である今回は、エグジットにおける知財の重要性について考えてみたい。

II 株式上場と知財

1 株式上場の意義

株式上場とは、株式を証券取引所において取引可能な状態にすることをいう。また、IPO（Initial Public Offering）とは、株式上場に伴う公募等、証券取引所への上場に伴って幅広い投資家を対象として行われる株式のオファリングをいう。厳密には、両者は異なるが、本稿では、大まかに株式上場と表現する。

現在の東京証券取引所において、スタート

1 <https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/index.html>